

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 23 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第56号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例
秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部
を次のように改正する。

別表第52号中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、
同表第53号中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。